

(別冊)

# 各業種における生産性向上の具体的な取組

建設業  
貨物自動車運送事業 (トラック)  
旅客自動車運送事業 (バス・タクシー)  
宿泊業  
医療業  
介護業  
保育業  
職業紹介・労働者派遣業  
洗濯・理容・美容・浴場業  
外食・中食産業  
卸・小売業  
学習支援業

令和 2 年 4 月  
国土交通省  
厚生労働省  
農林水産省  
経済産業省

# 目次

建設業（国土交通省）	…2
貨物自動車運送事業（トラック）（国土交通省）	…7
旅客自動車運送事業（バス・タクシー）（国土交通省）	…11
宿泊業（国土交通省）	…15
医療業（厚生労働省）	…17
介護業（厚生労働省）	…20
保育業（厚生労働省）	…25
職業紹介・労働者派遣業（厚生労働省）	…27
洗濯・理容・美容・浴場業（厚生労働省）	…29
外食・中食産業（農林水産省）	…33
卸・小売業（経済産業省）	…35
学習支援業（経済産業省）	…39

# 建設業

## 1. 業種の特性・課題

- 他産業よりも就業者の高齢化が進んでいる。(60歳以上が約25%、29歳以下が約11%)
- 現在の現場を支えている高齢者が大量離職する見込み。
- 生産性向上と中長期的な担い手の確保が喫緊の課題。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

### 施策の概要

### 施策の効果・残された課題

#### (1) 業界特有の施策(国土交通省の施策)

○建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)の構築

- 本運用を平成31年4月1日より開始。
- ・CCUS普及に向けて各都道府県にて説明会等を実施。
- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成機能を実装。
- ・能力評価基準を全35職種認定し、技能者のレベル分けの仕組みが進捗。
- ・専門工事企業の施工能力等見える化においては、ガイドラインを策定。
- ・また、CCUSと能力評価制度の更なる普及を図るため、令和元年11月よりマネジメントスキル向上特別講習を全国で開催。併せて、建設キャリアアップカードの取得支援やカードリーダーの設置支援も実施。
- ・国土交通大臣指示(R2.2.14)により、令和5年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施を目指し、CCUS普及・活用に向けた官民施策パッケージをとりまとめ。

**【課題】CCUSの更なる利便性向上と利活用場面の拡大**

○現場技術者の配置要件の合理化及び事業承継の円滑化(令和元年6月に改正建設業法が成立、令和2年10月より施行予定。)

- 元請の監理技術者に関し、監理技術者を補佐する者として政令で定める者を専任で配置した場合は、監理技術者の複数現場兼務を容認。また、下請の主任技術者に関し、一定の金額未満の下請工事で一定の要件を満たす場合、主任技術者の配置を不要化。また、合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築し、許可の空白期間なく事業承継が可能。

**【課題】制度運用が開始されたあとの活用状況の把握**

○建設業の事務手続きの簡素化・電子化

- 建設業許可、経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘があることを踏まえ、申請書類等を簡素化するとともに、電子申請化を図る。

**【課題】簡素化・電子化の効果検証**

○人材育成の高度化の推進

- 職人の技能を映像で学べる研修プログラム「建設技能トレーニングプログラム(通称:建トレ)」ではこの1年のアクセス数は約11万件あり、またH30年度の多能工化推進セミナーに参加時点で多能工化に取り組んでいなかった企業において、約14.3%がその後多能工育成に着手(令和元年8月末調査)するなど、技能者の技能向上の取組が進捗。

**【課題】引き続き普及活用や取組企業の拡大に向けた取組の推進**

(2)他省庁(経産省や農水省等)との連携施策

○中小企業への支援強化

- ・経営力向上計画の更なる活用に向けた制度の普及啓発や円滑な申請、認定に向けた取組を継続実施
- ・後継者不足による事業承継などに悩む経営者向けの相談窓口を設置し、企業活動の継続を促進

- 中小企業等経営強化法による経営力向上計画は、これまで約2万2千件を認定(R2.1.31現在)、引き続き多くの建設企業で生産性向上が図られた。
- ・事業承継や経営改善に係る電話相談を80件実施のほか、さらに7社が目標設定型の重点支援を通じ事業承継計画策定や後継者目途立てするなど、一定の成果を達成。

【課題】生産性向上等に取り組む企業の更なる拡大

### 3. 今後の具体的施策



建設キャリアアップシステム(CCUS)

#### ①CCUSの更なる利便性向上と利活用場面の拡大

- ・建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るためのCCUSについて、**令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUSの完全実施**を目指し、官民一体となり以下の施策を講じていく。

### 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

#### I 建退共のCCUS活用への完全移行

**建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進**

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
  - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
  - >民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

#### II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

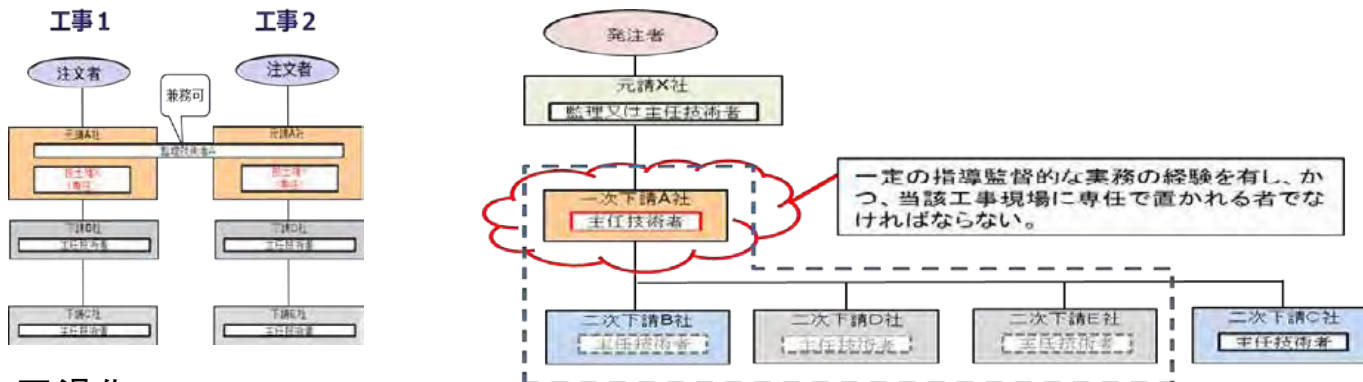
- ・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

#### III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
  - > **CCUS義務化**モデル工事(発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**)を試行
  - > **CCUS活用推奨**モデル工事(**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**)を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

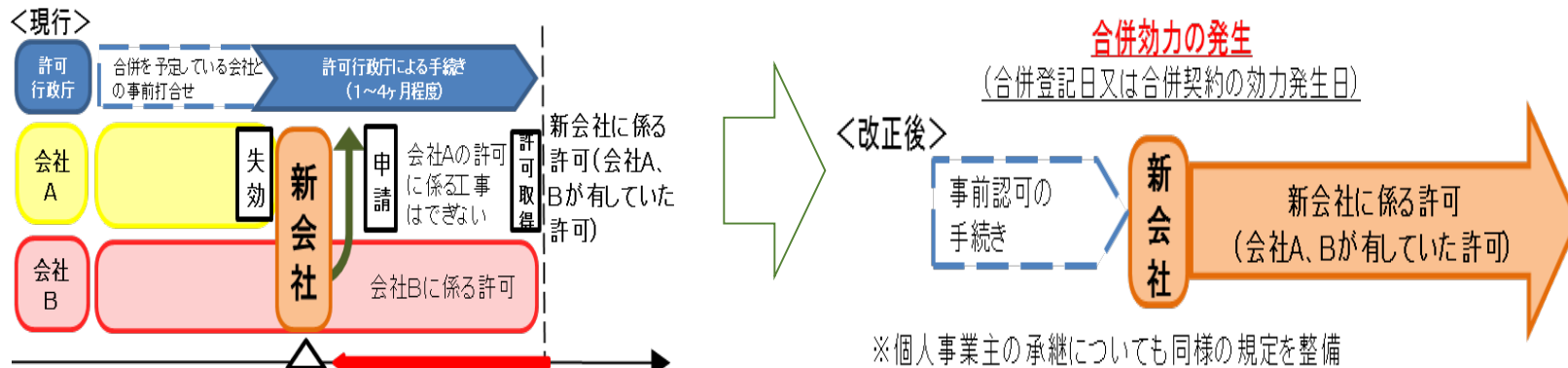
## ②現場技術者の配置要件の合理化

- 元請の監理技術者に関し、監理技術者を補佐する者として政令で定める者を専任で配置した場合は、監理技術者の複数現場兼務を容認。
- 下請の主任技術者に関し、一定の金額未満の下請工事で一定の要件を満たす場合、主任技術者の配置を不要化。



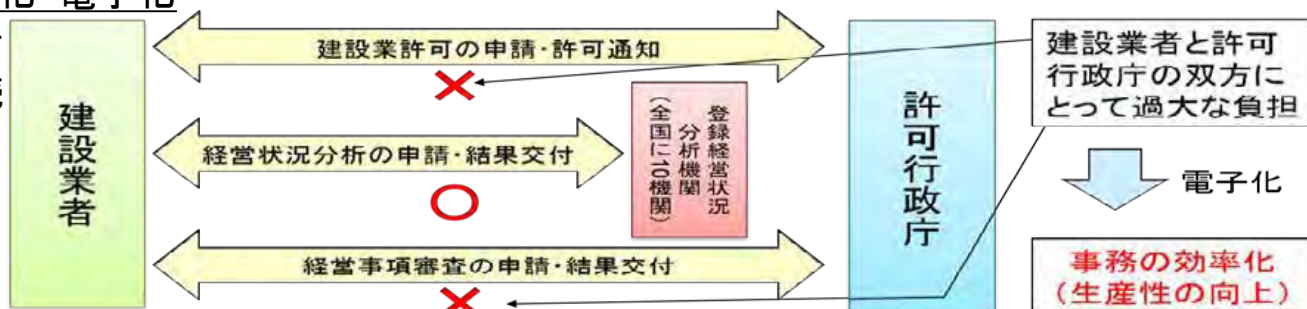
## ③事業承継の円滑化

- 事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



## ④建設業の事務手続きの簡素化・電子化

- 許可申請書類を一部簡素化する他、経営事項審査に係る手続きを電子化。

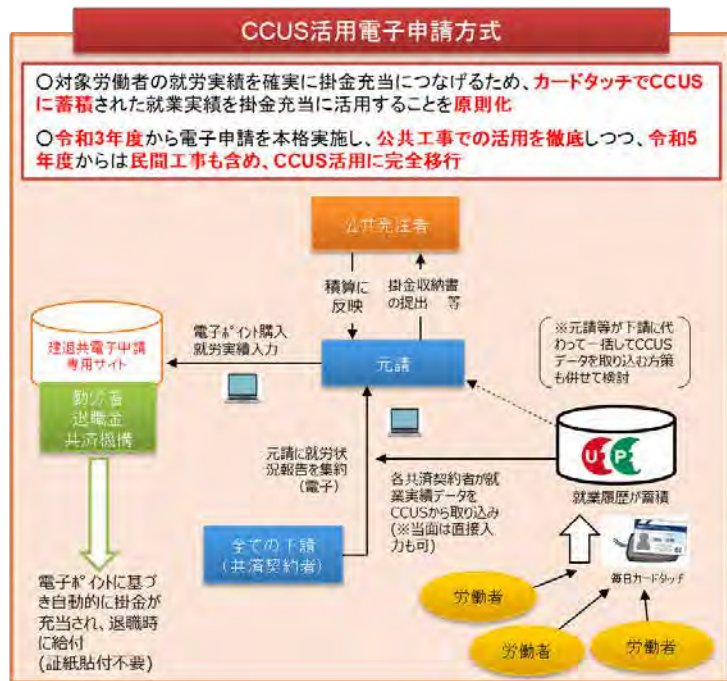
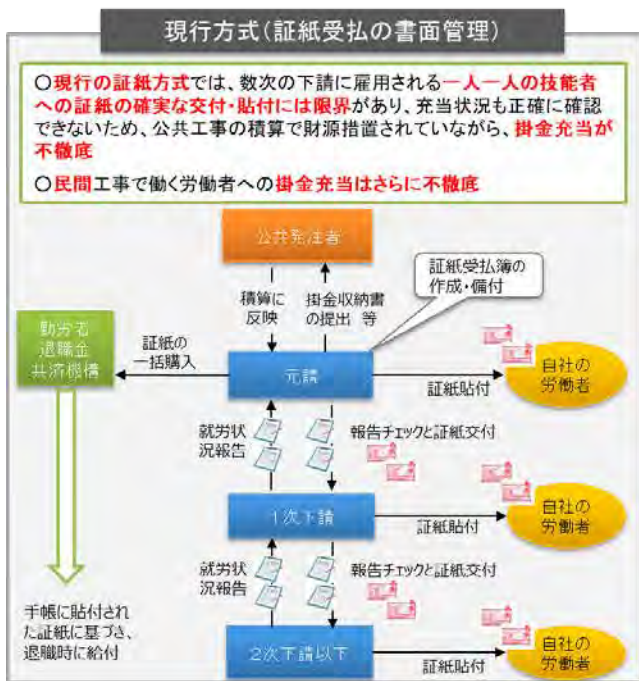




# 【参考】産官協議会ご説明施策

## ＜建退共の電子申請化＞

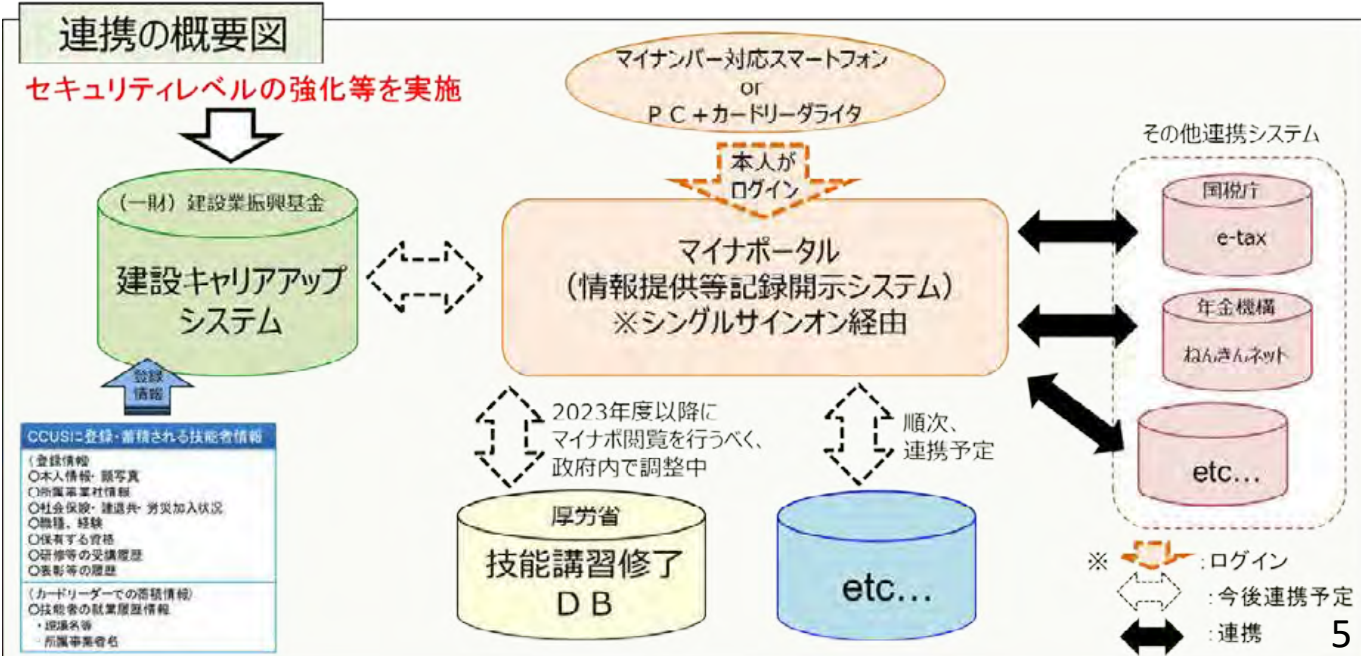
○技能者本人の意思により、CCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を促進。  
○これにより、労働者の就業実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当が可能となる。



順次移行を促進

## ＜マイナポータルとの連携＞

○マイナポータルを通じて、CCUS登録時の本人情報の自動入力化等、CCUSの技能者情報登録申請時における負担軽減を図る。  
○また、今後のマイナポータルと各関係DB(技能講習DB等)の連携を前提に、最新情報への自動更新対応を検討。



## ＜CCUSのメリット＞

### 技能者のメリット

- ①CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、**賃金水準の相場感の形成**、引き上げ/ダンピング防止
- ②現場や勤務先が変わっても、**自らの能力を客観的に証明可能に**
- ③カードリーダータッチで日々310円の**建退共掛金を積み立て**（元請が一括して掛金支払い）

### 下請業者側から見たメリット

- ①自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼が得やすくなる**（＝企業の実力の見える化）
- ②技能者の能力評価と連動した専門工事企業の**施工能力等の見える化**（4段階評価）も令和3年度から開始
- ③**出面管理のIT化**、**賃金や代金支払いの根拠が明確に**

### 元請や上位下請から見たメリット

- ①初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(\*)の**確認ができ**、**施工の安心感につながる**（\*）社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ②PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの**現場管理の効率化**
- ③施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の**作業の簡素化、ペーパーレス化**
- ④増える外国人労働者の資格等の**確認が容易に**



建設業界全体としては、  
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）
- 真に実力がある企業を選ばれる透明性の高い建設市場への変革

## ＜技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等＞

### 技能の客観的なレベル分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

○専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや人数に応じた評価を見る化



人材育成に取り組み、高い施工能力を有していることをPR

高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

- 発注者（公共・民間）
- 元請企業
- エンドユーザー



# 貨物自動車運送事業（トラック）

## 1. 業種の特性・課題

- 荷待ち時間・荷役時間の削減等により、長時間労働を是正し、生産性向上を図ることが課題。
- 適正な運賃・料金を収受できる環境を整えることが課題。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策

### 施策の概要

### 施策の効果・残された課題

#### (1) 業界特有の施策(国土交通省の施策)

○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づく取組

・平成30年5月に、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定。これに基づき、引き続き、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等の取組を推進。

○「ホワイト物流」推進運動の実施

・トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、②取引適正化を通じた女性や60代以上の運転者等も働きやすい労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動を推進し、平成31年4月以降、902社が自主行動宣言を提出（令和2年3月19日現在）。

・引き続き、さらなる「ホワイト物流」推進運動の拡大・深度化が必要。

○輸送品目別の取組の強化

・荷待ち時間が特に長い輸送分野(加工食品、紙・パルプ、建設資材)において、課題について対応を検討し令和2年4月中に取りまとめ実施予定。今後、取りまとめた改善策や好事例等の普及・浸透を図る。



## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(続き)

施策の概要	施策の効果・残された課題
(1) 業界特有の施策(国土交通省の施策)(続き)	
○荷待ち時間の削減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックの予約受付システムの導入補助を実施(平成30年度予算・平成31年度予算)。実証事業においては、荷待ち時間が約1/4程度に削減された事例もある等、大きな効果。今後、予約受付システムの更なる普及を図ることが課題。</li> </ul>
○荷役時間の削減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テールゲートリフター等の導入補助を実施(平成30年度補正予算・令和元年度補正予算)。荷役時間を約1/3程度に短縮する等、大きな効果。</li> <li>・実証事業においては、パレット化により荷役時間が約1/4程度に短縮された事例も存在。</li> <li>・引き続き、機械荷役への転換促進を図り、女性等も含めた多様な人材の確保・育成につなげていくことが課題。</li> </ul>
○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」における生産性向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度及び平成29年度に47都道府県で実施した102事業で得られた知見について、平成30年11月にガイドラインとして取りまとめを実施。今後、得られた知見の横展開を図ることが課題。</li> <li>・また、平成30年度以降においても、新たに把握した課題の改善等を行う観点から、引き続き実証事業を実施。</li> </ul>
(2) 他省庁(経済産業省等)との連携施策	
○中小企業等経営強化法については、平成28年7月に事業分野別指針を策定。平成28年10月に全日本トラック協会を推進機関として認定。同法に基づく経営力向上計画の認定等により、中小トラック事業者の経営力向上を推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針に基づき、令和元年12月末時点で747件の経営力向上計画を認定。ドライバーの平均労働時間6.7%削減を見込む認定事例等が存在。</li> <li>・引き続き、業界団体等と連携し、好事例の周知等を行い、トラック事業の経営力の向上を図る。</li> </ul>

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(続き)

### 施策の概要

### 施策の効果・残された課題

#### (3)貨物自動車運送事業法関係

○トラックドライバーの労働環境の改善等を図るため、議員立法により、①規制の適正化等、②荷主対策の深度化、③標準的な運賃の告示制度の導入、を内容とする「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が平成30年12月に成立した。

【公布】平成30年12月14日

【施行】①：令和元年11月1日、②：令和元年7月1日、③：令和元年12月14日（運賃の告示については検討中。）

- ・①について、事業の許認可に係る審査の拡充等を内容とする所要の省令・通達の整備を実施したところ。改正法の適切な運用を通じ、健全な事業環境の整備を図る。
- ・②について、荷主・運送事業者向けに広く周知・意見募集等を実施しているところ。今後、関係省庁等と連携して、改正法に基づく荷主への働きかけを実施していく。
- ・③については現在告示する運賃案の検討を行っているところ。コンプライアンスを遵守して事業を行う場合の参考となる運賃を示すことにより、取引環境の改善を図る。

# 3. 今後の具体的施策

これまでの取組について引き続き推進するとともに、来年度以降、以下の取組等を実施。

- トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
- このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働条件改善を推進する。

**<事業概要>**

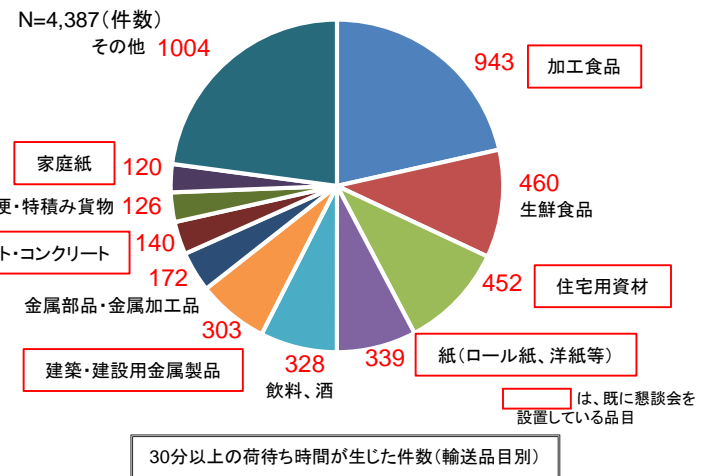
●トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証が不可欠。

①荷待ち件数が特に多い分野で設置した輸送品目別懇談会(加工食品、建設資材、紙・パルプ)において得られた改善策や好事例を全国に展開するとともに、必要に応じて引き続き、課題解決のための検討・検証を実施。

②メーカー(製)、中間流通・卸(配)、小売(販)のサプライチェーン全体での生産性向上が求められるその他の輸送品目(生鮮食品、飲料・酒で検討)についても、課題把握や改善策の検討・検証を実施。

③地方においても協議会等を活用し、各地方の実態を踏まえた改善策を検討・検証するとともに、改善策や好事例の普及・浸透を図る。

## ①輸送品目別の取組の強化



## ②「ホワイト物流」推進運動の展開

**<事業概要>**

●深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力に推進。

(具体的な取組内容)

- 荷待ち時間の削減
  - ✓ 荷役の機械化
  - ✓ 契約の書面化 等
- 働きやすい環境の整備
  - ✓ 女性運転者の活用
  - ✓ 物流の改善提案 等

企業等 物流事業者 国民

連携して取組を推進

- ✓ 宅配便の再配達削減
- ✓ 集荷・配達サービスの見直しへの理解
- ✓ 引越時期の分散
- ✓ SA・PAの大型車スペースに駐車しない 等

➢ 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等による展開

➢ 荷主等に対する「「ホワイト物流」推進運動」の参加に向けた呼びかけ

➢ ポータルサイトの運営 等

## ③長時間労働の是正に向けた調査事業

**<事業概要>**

● **トラック運送事業の実態調査(荷待ち・荷役・労働時間など)**

➢ ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等を発生させないことが重要。

➢ デジタルタコグラフの荷待ち記録のプロープデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定

➢ 令和元年6月から乗務記録への記載が義務付けられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施

● **生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業**

「荷待ち時間がある運行」(46.0%)

平均拘束時間 13:27

「荷待ち時間がない運行」(54.0%)

平均拘束時間 11:34

点検等 運転 荷待ち 荷役 付帯他 休憩 不明

1運行あたりの荷待ち時間の分布

10

# 旅客自動車運送事業（バス・タクシー）

## 1. 業種の特性・課題

- 【バス】特に地方では人口減少等による輸送需要の減少等により経営環境は悪化、持続可能なサービスの提供が課題
- 【タクシー】輸送人員が減少するなか、運行の効率化と新たなサービスの導入により需要の喚起を図ることが必要

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策

施策の概要	施策の効果・残された課題
(1) 業界特有の施策(国土交通省の施策)	
○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の策定。	○平成30年5月に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等の取り組みを引き続き推進。 ○令和元年6月に「自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会報告書を公表。報告書に基づき、来年度の「運転者職場環境良好度認証制度」の運用に向けて引き続き準備を継続する。
○バス事業における路線再編やスクールバスへの混乗化、貨客混載等を推進。	○路線再編等の取組について、改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2019年12月末までに、539件の地域公共交通網形成計画が策定され、37件の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定されているところ。 ○地域公共交通活性化再生法等の改正法案を第201回国会に提出。地方公共団体主導で公共交通のサービス改善を図ることに加え、必要な場合には、自家用有償旅客運送、スクールバス等の地域の輸送資源を総動員する取組の推進を図るとともに、乗合バス等における貨客混載に係る手続の円滑化のための「貨客運送効率化事業」の創設等を盛り込んでいる。



## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(続き)

施策の概要	施策の効果・残された課題
○大型バスドライバー融通のモデル事業の実施。	○平成30年12月～平成31年2月にかけて、閑散期ドライバーを、繁忙期の事業者を一定期間サポートするドライバーとして活用する実証実験を4ペア、7事業者において実施。繁忙期の事業者の運転者不足に対応できた一方、交通費、宿泊費等サポートに伴う費用が大きく、実現にあたっては金銭面の負担や慣れない場所で業務する運転者への配慮等が課題。
○ICT等を活用した運行管理業務の高度化・効率化に向けた実証実験の実施。	○実証実験を通じて、令和元年度「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、ICT等を活用した運行管理業務の高度化・効率化に向けた制度改正の検討が進められており、その検討結果を踏まえ、制度改正等の対応を行う。
○タクシー事業者における配車アプリを活用した事前確定運賃の実証実験や、相乗りタクシーの実証実験の実施。	○事前確定運賃については、昨年10月よりサービスが開始しており、本年3月時点で、29地域において導入されている。 ○相乗りタクシーについては、事前確定運賃の仕組みを活用しつつ、現在、本格運用に向けたルール案をパブリックコメント中。
○定額タクシーや需要に応じた変動迎車料金の実証実験を実施。	○定額タクシー及び変動迎車料金については、現在、本格運用に向けたルール案をパブリックコメント中。
○バス運転者の担い手確保・育成。	○バス運転者の効果的・効率的な人材育成の仕組みの構築を検討(令和元年度予算)。今後、ガイドライン等の作成により、人材育成ノウハウの共有化を図る。
○新しいタクシーメーターの実現に向けた検討。	○電子地図データやGPSを活用したソフトメーターに必要な技術基準案を作成し、規格化に向け、タクシー事業者、カーナビ事業者と連携の上、実証実験の準備中。
○バス・タクシー等のキャッシュレス化の推進。	○令和元年度補正予算において、地域公共交通事業者の生産性向上を図るため、バス・タクシー等におけるキャッシュレス決済の導入を支援。(新モビリティサービス推進事業 7.7億円の内数)

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(続き)

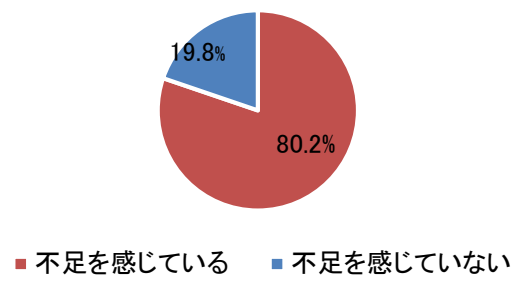
施策の概要	施策の効果・残された課題
(2) 他省庁(経済産業省等)との連携施策	
<p>○「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の情報提供及び「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」の活用により、バス・タクシー事業におけるITツールの導入を促進。</p>	<p>○平成31年4月にプラットフォームを通じて、運輸業も含めた参加団体に事業の情報を提供。旅客運送事業者では26件使用しており、課題としては、ITツールがUI(User Interface)、UX(User Experience)といった利用者目線で構築されていない、サービス現場の全業務プロセスに一貫通貫で対応できるITツールが少ないといった声があったところ。</p>
<p>○中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、基本方針に基づき37件認定(平成30年2月末時点)。平成30年3月末に旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針を公布・施行し、地方運輸局や業界団体等とも連携して指針の周知を図る。</p>	<p>○旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針に基づき、令和元年12月末時点で91件の経営力向上を認定。引き続き、業界団体等と連携し、好事例の周知等を行い、バス・タクシー事業の経営力の向上を図る。効果としては、タクシーにおいては、その地区における実働率を6.6%引き上げるところや、バスにおいては、労働生産性12.8%の伸びを見込んでいるところがある。</p>

### 3. 今後の具体的施策

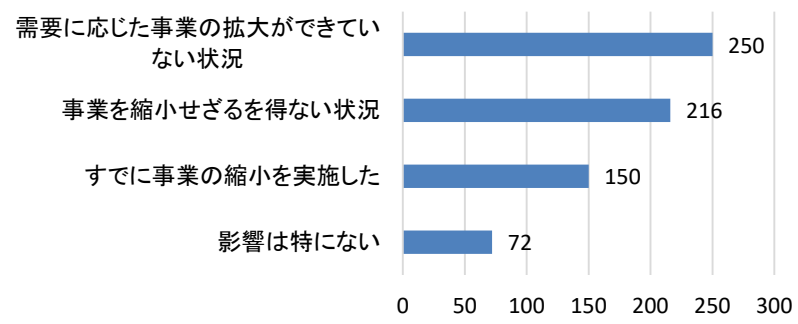
これまでの取組について、引き続き推進すると共に今年度以降以下の取組について施策を進める。

#### ●多様な人材確保・環境整備事業（令和2年度事業）

運転者不足を感じているか



運転者不足の影響



N=541（複数回答あり）

出典：「乗合バス運転者の不足感に関するアンケート調査」  
平成31年2月国土交通省自動車局調べ

働き方改革関連法による時間外労働の上限規制の適用に向け、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」等を踏まえ、バス運転者の確保のための環境を整備。特に、多様な人材を確保するため、課題整理、事例収集、ガイドライン作成を実施し、全国のバス事業者へ普及、改善の取組みを促進。

- 雇用確保のための処遇改善・給与・運賃のあり方の検討
- 女性運転者等の雇用の確保・活用の検討

# 宿泊業

## 1. 業種の特性・課題

- 季節による繁閑の影響や日中に休憩を取る変動勤務
- 資本集約型産業であるため、需要量に応じた縮小・拡大が困難。
- 経営手法が長年の勘や経験に依存しており、IT導入も含め改革が必要

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

### 施策の概要

(1) 業界特有の施策(国土交通省の施策)

#### ①各宿泊施設の生産性向上を推進

・ワークショップの開催や優良事例の収集を通じて、宿泊事業者に付加価値向上に資する取り組みを実践してもらい顧客満足度の向上等を図る。  
・ワークショップ等を通じて得られた好事例は冊子にまとめ(事例集として製本)業界内で横展開を図る。

#### ②宿泊施設の連携による生産性向上を推進

宿泊施設の連携による生産性向上の取組を行う地域を募集し、全国3箇所の協議会を採択。協議会の新商品開発や効率化の取組に対して支援を実施。

③日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会を設置・開催  
宿泊業、旅行業、官民ファンド、金融機関、地方自治体等の有識者間において、日本旅館の生産性向上、高付加価値化、インバウンド対応等の普及拡大に係る検討を行う。

#### ④人材育成による経営力向上

ア) 観光MBAの開学・運営を支援。(経営人材育成)  
イ) 社会人向け教育プログラム開発を支援。経営理論の習得とともに、ビジネスプランの作成を行う等、実践的なプログラムを実施(中核人材育成)(累計13大学支援)

(2) 他省庁(経産省)との連携施策

- ①中小企業等経営強化法による支援の活用
- ②IT補助金を活用し、ITツールの導入の促進

### 施策の効果・残された課題

①ワークショップを全国5地域にて開催(41施設参加)。効果としては、  
・自社の強みの積極的な発信等により、売上高8%増(A事業者)、  
・リピーター集客に取り組み、新たに7組の誘客に成功(B事業者)等。  
引き続き、ワークショップ等を通じて創出された好事例を多くの事業者実践してもらう必要がある。

②地域で連携し滞在型体験プログラムを5つ開発し、111名の予約数獲得に成功(C協議会)するなど、地域内の事業者間同士の連携等を通じて付加価値の向上を図ることができた。さらに地域が一体となった取り組みが必要。

③平成31年1月から検討会を5回開催。日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の加速に向け地域旅館のあり方等に関して活発な議論や検討を重ねているところ。

④ア) 一橋大学・京都大学に累計36名が入学(1期生・2期生)  
昨年度、1期生全17名が卒業  
イ) 2018年度末までに、348名が受講  
⇒受講生の成果として受講の3年後に会社の経常利益を2.3倍、団体旅館から個人旅館へとシフトし、客単価が2500円UP(D事業者)等が実現された。

- ①労働生産性43%アップを見込む認定事例(E事業者)等が存在。
- ②業界団体にIT補助金の支援メニューを周知し、利用促進を図った。  
複数の予約サイトの情報を一元管理できるツールの導入により、時間的余裕もでき、丁寧な訪客対応が可能に(F事業者)



### 3. 今後の具体的施策

#### 【対応方針】

- ・業界内で生産性向上の取り組みが浸透し始めているが、一部の事業者は未だ取り組みを実践できずにいるところ。そこで、取り組みが実践できていない事業者等を対象にシンポジウムを開催するなど、事業者がより取り組みを実践しやすくなるような施策を講じることで業界全体の生産性向上の促進に取り組んでいく。
- ・人材育成については、中核人材育成事業において令和2年度、更なる新規採択校の公募を実施。また参加した受講者の企業では、講座において得た知識や成果をいかに波及させるかが課題であり、取り組みの横展開等を図る必要がある。
- ・また、宿泊業については、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けていることから、「**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策**」について(令和2年4月7日閣議決定)で取りまとめられた内容等を踏まえ、**所要の措置を講じる。**

#### 【具体的施策】

##### ○各宿泊施設の生産性向上を推進

- ・組織内における業務量の平準化や、勤務時間の短縮のために有効な**マルチタスク導入に向けたシンポジウムを全国各地で実施し、生産性向上の機運醸成**を図る。(令和2年度)。

##### ○宿泊施設が行うべき生産性向上の取組・手順に係るガイドラインの作成

- ・これまで取りまとめた「宿泊業の生産性向上事例集1」、「宿泊業の生産性向上事例集2」、「宿泊業の生産性向上事例集3」のうち、特にニーズの高い事例について、導入の簡素化に向けた**「How to本」となる手引書**を作成(令和2年度)。
- ・日本旅館協会等の業界団体を通じ、**手引書を全国へ発信。取り組みノウハウの横展開を目指す。**

##### ○宿泊施設等の連携による生産性向上

- ・時期によって閑散期が異なる宿泊施設等で、労働力を融通させる仕組みの創出に向けたモデル事業を実施(令和2年度)。

##### ○日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会取りまとめ

- ・ホテルや旅館に対する金融支援を含めた支援のあり方について検討する分科会を設置し、別途専門的な観点から検討を行うこととし、こうした分科会での検討結果を踏まえ、本年6月目途に検討会の取りまとめを行う予定。

##### ○人材育成による経営力向上

- ・新たに1校採択し、**社会人向け教育プログラムの開発を継続支援**(令和2年度)。
- ・産学連携による継続的な経営人材育成体制の構築を図るとともに、**観光MBAの取組の横展開を図る。**

##### ○他省庁(経済産業省等)との連携施策

- ・IT補助金や中小企業等経営強化法による支援の利用促進を図るため、業界団体にヒアリングを行い、要望(タブレット等のハードウェアを加えて欲しいといったニーズがあった)を聴取。業界団体から出た要望について、他省庁にフィードバックを行うとともに、定期的な情報交換を行う。

##### ○その他(新型コロナウイルス感染症に関連した施策)

- ・関係省庁と連携し、雇用調整助成金の要件緩和やセーフティーネット貸付けの対象範囲拡大等により、**雇用の維持**や**事業の継続**に向けた対応を進めているところ。新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後は、国内需要の回復に向けて、**官民一体型の消費喚起キャンペーン**を実施するほか、インバウンド需要の復活に向けて、宿泊施設等における感染症対策の推進や、経営課題解決のためのアドバイザーの派遣による**宿泊施設の収益力の向上、人材育成等**の受入れ環境整備を推進する。



# 医療業

## 1. 業種の特性・課題

- 医療はその中心が公定価格による保険診療収益となっており、いわゆる労働生産性(=単位投入量当たりのアウトプット)の推移によって生産性の変化を測定しづらく、病院等における医療従事者の配置数には一定の基準がある。
- 将来的な人口動態も踏まえ、限られた人材で質の高いサービスを提供できるよう、勤務環境の改善や業務の効率化を通じた生産性の向上が必要。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p>(1)業界特有の施策(厚生労働省の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ タスク・シフトやICT等の活用による生産性向上の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、医師の働き方に関する医事法制・医療政策における措置を要する事項等について、また「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、医師の労働時間短縮を進めていく方策の一つであるタスク・シフト/シェア等の制度的整備を検討するとともに、他職種等とのタスク・シフトの推進やICT等の技術を活用した効率化・勤務環境改善の取組みを支援。</li></ul></li> <li>○ 都道府県医療勤務環境改善支援センターの体制強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」にて個別の医療機関における医療勤務マネジメントシステムの導入等の勤務環境改善に関する取組を支援。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を令和元年7月より開催し、令和2年3月末時点で7回開催。時間外・休日労働時間が年960時間を超える業務に従事する医師のいる医療機関における、医師労働時間短縮計画策定の義務化等による労働時間短縮に向けた制度的対応について検討。<ul style="list-style-type: none"><li>「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」を令和元年10月23日より開催し、令和2年3月末時点で6回開催。タスク・シフト及びタスク・シェアリング可能な業務等について検討。</li><li>令和元年度にはタスク・シフト等の勤務環境改善に取り組む104の医療機関に対し補助することとしており、令和2年度には、ICTの活用等による医療勤務環境改善の好事例を公表予定。</li><li>2024年4月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に向け、引き続き、医師の働き方に関する制度的整備及び勤務環境改善に取り組む医療機関への支援が必要。</li></ul></li> <li>○ 人員増強等の結果、平成30年度の実績では全国平均で訪問支援件数で対前年度推計比105%増、医療勤務マネジメントシステムの導入支援で同27%増を達成。今後、センターのさらなる役割強化が重要。</li></ul>

# 医療業

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p>(1) 業界特有の施策(厚生労働省の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療分野の生産性向上に係る調査研究事業<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療分野の生産性向上について参考となる事例を収集し、着手前後で運営がどのように変化・効率化したか定量的に調査・分析するとともに、生産性向上に関する切り口・医療機関が生産性向上に取り組むための手法について有識者を交えて検討。</li></ul></li><li>○ 安全で効果的・効率的なオンライン診療の普及促進に関する取組<ul style="list-style-type: none"><li>・ オンライン診療の基本的考え方等必要なルールを包含する「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の適宜の見直し</li><li>・ 診療報酬においてもオンライン診療を評価。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和元年度「医療分野の生産性向上に係る調査研究事業」において、医療機関へのヒアリングや事例の収集・分析等を行った。今年度は、本事業の成果を各医療機関に周知し、生産性向上に向けた取組を促すとともに、事例の分析結果も踏まえた生産性向上に資するための指標を具体化する等の取組を進める。</li><li>○ 2019年7月にガイドライン及びQ&amp;Aの改訂を行った。普及に向けての検討に当たっては、今後ガイドラインの更なる充実や事例集積オンライン診療の普及状況の調査・検証の結果を踏まえることが必要。</li><li>○ 2020年度診療報酬改定において、オンライン診療料等の要件見直しを実施。算定状況等を踏まえ、引き続き検討。</li></ul>
<p>(2) 他省庁(経済産業省など)との連携施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 中小企業等経営強化法による支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 病院や診療所等におけるICTの活用等による業務効率化等に係る取組等の計画認定を行い、生産性向上を推進。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 病院や診療所等におけるICTの活用等による業務効率化等に係る取組の計画認定を実施(5,381件、2020年1月末時点)。</li></ul>

### 3. 今後の具体的施策

- 医療機関における医師の労働時間の短縮に向けて、ロードマップに基づき取組を実行。  
(例)
  - ・ 医師事務作業補助者等の人材養成の推進
  - ・ 特定行為研修を修了した看護師の活用促進 等を行う。
- 勤務環境改善に資する事業の評価・認定を医療勤務環境改善支援センターが引き続き担当。(医療機器に係る特別償却制度)
- 上記の労働時間短縮支援策等を継続的に推進するとともに、医療分野の生産性向上に係る調査研究事業で得られた成果を、各医療機関に周知し、生産性向上に向けた取組を促すとともに、事例の分析結果も踏まえた生産性向上に資するための指標を具体化する等の取組を進める。
- オンライン診療について、専門家の意見を聞きながら、現場がより使いやすいようにガイドラインを定期的に見直す。
- 診療報酬におけるオンライン診療の評価について、2020年度診療報酬改定の影響を踏まえ、引き続き検討。



# 介護業

## 1. 業種の特性・課題

- 介護分野は、必要な職員配置を通じて、一定以上の質の確保を求めており、また、多くの事業者にとって主たる収入となっている介護報酬は公定価格として定めていることから、生産性向上を図るためには、人材の有効活用や業務の効率化等が重要。
- また、介護人材の確保が課題となっており、業務プロセスの見直しや、ロボット・ICTの活用等による職員の業務負担の軽減等が重要。
- このため、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針(平成28年7月)においても、介護分野における経営力を測るための指標として、介護職員の勤続年数、離職率等を用いることが適当であるとしている。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
(1) 業界特有の施策(厚生労働省の施策)	
<p>○ 介護事業所における生産性向上の推進 平成30年12月に厚生労働省と関係団体が一体となって介護現場革新会議を立ち上げ、平成31年3月に①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等を盛り込んだ基本方針をとりまとめ、令和元年度は基本方針を踏まえたパイロット事業(※)を全国7か所で実施。</p> <p>(※)生産性向上に関する取組をモデル的に普及することを目的とし、宮城県、福島県、神奈川県、三重県、熊本県、横浜市、北九州市の7自治体で実施。</p>	<p>【施策の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ パイロット事業を全国7箇所で実施したことにより、今後横展開すべき先進的事例を得た。 例)北九州市:ICT・介護ロボット等を活用し、介護施設の人員配置を平均2.0:1(職員と利用者の比率)から2.87:1の配置を実現</li></ul> <p>【残された課題】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護現場の生産性向上の取組の普及</li></ul>
<p>○ 介護事業所におけるICTの普及促進 ICTの導入支援を行うとともに、標準仕様の普及を進める。また、本年度総務省で実施する医療・介護連携に関する実証事業の結果を踏まえ、厚生労働省において標準仕様の作成に向けた検討を行う。</p>	<p>【施策の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和元年度より地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業を開始し、標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど介護事業所のICT導入を推進している。令和元年度は15県が事業を実施。</li><li>○ 平成30年度総務省で実施した実証事業の成果を踏まえ、入退院時の医療機関・介護事業所間における情報連携に必要な標準仕様の作成に向けた検討を行い、令和元年度中に標準項目について取りまとめを行った。</li></ul> <p>【残された課題】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ICT導入支援事業を実施する都道府県の件数の増加</li><li>○ 介護事業所間、医療・介護事業所間の標準仕様の普及</li></ul>

## 施策の概要

### ○ 介護現場でのロボットの活用

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

### ○ 未来イノベーションWG

次世代ヘルスケア産業協議会・次世代医療機器開発推進協議会・次世代医療ICT基盤協議会のもと、新たなWGを設置し、有識者や産業界の関与を得て、下記の3点について整理し、2019年に予定される健康医療戦略の改訂とAMEDの次期5ヵ年計画の議論へ反映を目指す。

- ① 将来の先進的な暮らしを支えるサービスやシステムの在り方(新産業構造ビジョン2017等をベース)、導入シナリオ
- ② その中での新たな医療福祉サービスを想定した場合に必要な技術やサービスモデル
- ③ これを実現するためのムーンショット型プロジェクトの立ち上げ・ロードマップの策定、インテリジェンス機能の実現、民間投資・イノベーション活性化、政府の研究開発戦略の在り方

## 施策の効果・残された課題

### 【施策の効果】

- ① 開発前の着想段階から介護現場や開発企業等が連携して開発の提案内容を取りまとめる協議会を全国50箇所で開催。
- ② 開発中の試作機へのアドバイス・モニター調査を実施。  
【昨年度実績(令和元年12月末時点)】
  - ・ 介護現場・開発企業からの相談受付:97件
  - ・ 介護現場と開発企業の意見交換会:10件
  - ・ 試作機器へのアドバイス支援:20件
  - ・ 介護現場でのモニター調査:11件
- ③ 開発された機器を用いた効果的な介護技術モデルを構築。
- ④ 介護ロボットの普及啓発に係るフォーラムを全国47箇所で開催。

### 【残された課題】

- 介護ロボットの開発・導入・普及・活用各段階での更なる支援

### 【施策の効果】

次世代ヘルスケア産業協議会・次世代医療機器開発推進協議会・次世代医療ICT協議会の下に未来イノベーションワーキング・グループを立ち上げて議論し、2019年3月に、中間取りまとめを行った。

### 【残された課題】

上記の3点の整理、健康医療戦略の改訂とAMEDの次期5ヵ年計画の議論へ反映に向けた議論の継続。

## 施策の概要

### ○ 介護分野の文書に係る負担軽減

介護分野の文書に係る負担軽減に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやりとりされている文書を主な対象として、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において必要な検討を行い、その検討結果に基づき、必要な見直しを進める。

### (2) 他省庁(経済産業省など)との連携施策

### ○ 中小企業等経営強化法による支援

事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成等の取組等の計画認定を行い、生産性向上を推進。

○ 経済産業省のIT導入補助金の周知等を通じて、介護事業所のICT導入促進を図る。

## 施策の効果・残された課題

### 【施策の効果】

○ 左記専門委員会において、令和元年12月に中間取りまとめが行われ、主に指定申請・報酬請求・指導監査の3分野における介護事業者が行政に提出する文書について、①簡素化(様式、添付書類や手続きの見直し)、②標準化(自治体毎のローカルルールの解消)、③ICT等の活用(ウェブ入力・電子申請)の各取組の推進につき、検討スケジュールとともに取りまとめられた。

### 【残された課題】

○ 上記中間取りまとめにて示された各取組について、全国的な展開を推進していく。また、継続して検討が求められる事項への対応や取組のフォローアップが必要である。

### 【施策の効果】

○ 介護業の認定件数: 令和元年12月時点で307件

### 【施策の効果】

<経産省IT導入補助金>

○ 平成30年度補正予算で措置されたIT導入補助金により654件の介護事業者に対して支援を実施。

### 3. 今後の具体的施策

#### ○ 介護現場革新の取組の横展開

##### ① パイロット事業の横展開【82億円の内数〈令和2年度予算〉】

→ 令和2年度予算において、地域医療介護総合確保基金を活用し、

- ・ 介護ロボットやICT導入の補助を拡充
- ・ 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」の取組に必要な費用の補助を行う

##### ② 介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催【3.5億円の内数〈令和2年度予算〉】

##### ③ 介護現場における生産性向上の取組を支援するファシリテーターを養成する手引きの作成【3.5億円の内数〈令和2年度予算〉】

#### ○ 介護事業所におけるICTの普及促進

令和元年度補正予算において、居宅介護支援事業所と介護事業所間のICTを活用した情報連携を全国に推進していくため、クラウドを活用した情報連携の費用対効果の測定等を行う実証実験やニーズ調査を行う。【0.7億円〈令和元年度補正予算〉】

○ 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築【6.8億円〈令和2年度予算〉】

令和2年度予算において、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場ニーズの開発内容への反映、試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階における必要な支援を拡充する。併せて、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバイス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発実証・普及のプラットフォームを構築し、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。

○ 介護分野の文書に係る負担軽減

- 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめに基づき、着実に取組を推進する。
- ・ 令和元年度内の取組につき、自治体への周知徹底や省令改正等を行う。  
(例: 押印・提出方法等のルール、処遇改善加算等の様式見直し、老人福祉法上の届出に関する整理、他)
  - ・ 継続して検討が求められる事項への対応については、引き続き検討し、令和2年度中に見直しの方向性につき結論を得る。  
(例: 変更・更新に関する簡素化、様式例の整備、ウェブ入力・電子申請、他)
  - ・ 併せて、保険者機能強化推進交付金の活用等、自治体における各取組の推進を図るとともに、随時上記専門委員会を開催し、取組及び検討状況のモニタリングを行う。

○ 介護保険法の改正

介護分野の生産性向上に向けて、業務の効率化・質の向上を介護保険事業(支援)計画の記載事項として追加し、都道府県・市町村が連携して取り組む旨を明確化する。(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(仮称)を今国会に提出、3月上旬に閣議決定済み。



# 保育業

## 1. 業種の特性・課題

- 保育分野については、必要な職員配置を行うことを通じて、一定以上の質の確保を求めていること、また公定価格により収入の大半が決められていることから、いわゆる労働生産性(＝付加価値／労働力)という指標によって生産性を測定しづらい。
- 保育の受け皿拡大に伴う保育人材の確保が課題となっており、勤務環境の改善を図るため、ICT化等による業務負担の軽減が重要。
  - ※ 保育士は他業種と比較して平均勤続年数が短く、退職理由の上位には業務負担に関する事項が挙げられている。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p><b>(1) 業界特有の施策</b></p> <p>○ 保育所等におけるICT化推進事業&lt;平成30年度二次補正予算4.4億円&gt;</p> <p>【事業内容】 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。</p> <p>【補助額】 上限100万円</p> <p>【補助率】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4</p> <p>○ 保育補助者雇上強化事業&lt;令和元年度予算 394億円の内数&gt;</p> <p>【事業内容】 保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助。</p> <p>【補助額】 年額225.8万円(短時間勤務1名分)</p> <p>※ 定員121人以上の施設は2名分、年額451.6万円まで補助。</p> <p>【保育補助者の要件】保育所等での実習を修了した者</p> <p>【補助率】国：3/4、地方：1/4(都道府県1/8、市区町村(中核市除く)1/8又は市区町村1/4)</p> <p><b>(2) 他省庁(経済産業省等)との連携施策</b></p> <p>○ 厚生労働省のICT化推進事業は、保育に関する計画・記録や、園児の登降園管理等、保育に特有のシステムを対象とし、その導入の促進を図っている。一方、給与システム等については、経済産業省のIT導入補助金が活用でき、両省が連携してICTの導入を促進。</p>	<p>【ICT化推進事業 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・H29年度補正…1,546か所で導入(H30年度に繰り越して執行した分を含む)</li><li>・H30年度補正…1,203 か所で導入(R1年度に繰り越して執行した分を含む)</li></ul> <p>【保育補助者雇上強化事業 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・H29年度…1,112人</li><li>・H30年度…3,016人(交付決定ベース)</li></ul> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ICT化推進事業の実施事業者を増やすことにより、さらなる生産性の向上を達成するため、引き続き予算事業を継続して実施(R1年度補正予算に計上)。</li><li>○ ICT化を各保育事業者で推進しやすくするため、業務負担軽減に資するICTを導入した保育園と、導入していない保育園における保育士等の業務量を比較できる調査や効果測定などの調査研究等を踏まえ、必要な対応を検討。</li><li>○ 他省庁(経済産業省)との連携については、保育事業者等の勉強会に参加。効果的にICTを導入している事例について、周知・横展開を検討。</li></ul>

### 3. 今後の具体的施策

#### 保育所等におけるICT化推進事業

##### 【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

##### (1) 業務のICT化を行うためのシステム導入



##### 【業務負担が軽減される例】



##### ○保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

##### ○登降園管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

##### (2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

#### 保育補助者雇上強化事業

##### 【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【市区町村】



補助

【保育所】



雇上げ



【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助

保育士資格取得

保育士として引き続き勤務



保育士へのステップアップ

※ 資格取得支援事業を活用



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業

(夜間・通信制は3年間)

# 職業紹介事業・労働者派遣事業

## 1. 業種の特性・課題

- 職業紹介・労働者派遣業は、求職者や派遣労働者の他、人材サービス従事者を含めた人材こそ最大の資本。人材の質の向上が、自社(紹介会社・派遣会社)及び紹介先・派遣先の生産性向上に直結している。
- 国としても、必要な法的整備等を通じて派遣労働者の能力向上等を図ることとしている。
- 紹介先・派遣先とのマッチング等におけるIT導入による業務効率化も重要。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p>(1) 業界特有の施策(厚生労働省の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成27年の改正労働者派遣法に基づく派遣労働者のキャリアアップ促進</li><li>○ 民間人材サービス事業における業界全体の質の向上 ・一定の基準(キャリアアップ措置の実施状況を含む)を満たす者を優良事業者と認定し育成を図る優良事業者推奨事業を通じて、事業者自身及び業界全体の質的改善の取組を促進</li></ul>	<p>【施策の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ キャリアアップの実績(平成29年度労働者派遣事業報告) ・教育訓練コース延べ件数:61,777件 ・キャリアコンサルティングを実施した者の人数:354,961人</li><li>○ リーフレット、ツイッター等による周知啓発を継続的に実施</li><li>○ 優良事業者の認定を継続して実施 ・職業紹介優良事業者数(2019年度47社) ・優良派遣事業者数※(2019年度169社) ・地方事業者向け出張相談の実施等により普及啓発を実施</li></ul> <p>【残された課題】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 認定数の更なる拡大</li></ul>
<p>(2) 他省庁(経済産業省等)との連携施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 中小企業等経営強化法による支援 ・2019年3月「職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針」を策定</li><li>○ 中小事業者に対するIT活用等支援事業を実施 ・中小民間人材サービス事業者を対象に、経営力向上計画、IT導入補助金の活用を含めITの利活用による生産性向上に係る事例を収集し、セミナー等を通じ普及啓発を図ることにより、業界全体の取組を促進</li></ul>	<p>【施策の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2020年3月末現在の計画認定件数は116件 ・バックヤード業務の効率化、求人・求職のマッチング促進にむけシステムを導入する等の計画認定を実施 ・指針策定後、2019年度は42件認定(2018年度は24件)</li><li>○ IT活用等支援セミナー 2019年度23回開催 ・昨年度課題を踏まえ令和元年度より実施 ・経営力向上計画及び当該計画に係る税制措置等を活用し業務効率化を図る個別企業をヒアリング、好事例を普及・啓発 ・業界各団体の会合等で説明の時間をいただく等、業界事業者の関心は高い ・セミナー参加企業以外に対しても、好事例をHPに掲載することにより周知</li><li>○ 様々な分野の成功事例や補助金事業について、情報収集を行いつつ引き続き関係団体を通じて周知を図る</li></ul>

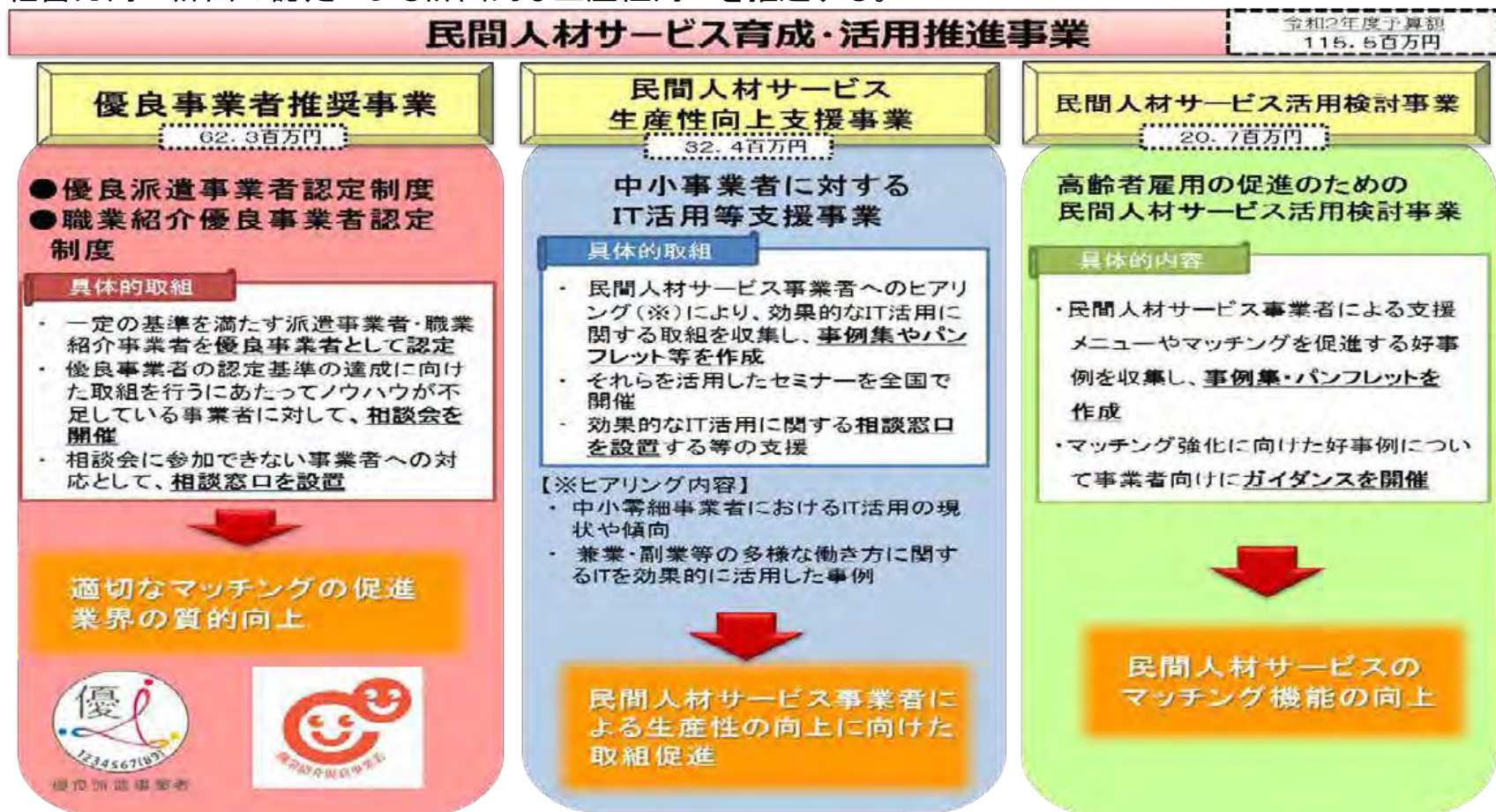


### 3. 今後の具体的施策

○平成24年及び平成28年経済センサス活動調査によれば、職業紹介事業・労働者派遣事業の労働生産性は245万円から251万円に増加している。このため、引き続き以下の取組を実施していく。

- ・優良事業者推奨事業による優良な民間人材サービス事業者の育成
- ・中小事業者に対するIT活用等を支援し、派遣元事業者等の生産性向上を支援
- ・紹介先・派遣先とのマッチング強化に向けた好事例等の積極的な発信による、業界全体の質的向上支援

○事業分野別指針に基づく、人材の育成、業種の特性に応じたIT化の促進等を通じた生産性向上の取組を進め、経営力向上計画の認定による計画的な生産性向上を推進する。



# 洗濯・理容・美容・浴場業

## 1. 業種の特性・課題

洗濯業:個人経営の単独店舗が多いため、工場の集約化等による生産性の向上等は難しく、店舗独自のサービスメニューの開発等が求められる。

理・美容業:大都市のビジネスモデルは、少子高齢化が進んだ地方都市では効果が少なく、個人経営の多い理容・美容店での営業方法としては、不向きであるため、顧客ニーズに応じたサービス提供が求められる。

浴場業:家庭用の内風呂が一般的となり、いわゆる銭湯の利用率が低下しているため、廃業又は業転換(いわゆる銭湯からスーパー銭湯等への転換)が進んでいる。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p>(1)業界特有の施策(厚生労働省の施策)</p> <p>○①生活衛生関係営業の集客力や付加価値の向上などの調査・検証、②業務の見直しによる効率化のためのガイドライン・マニュアルを作成・更新するための「生産性向上推進事業」を実施する。</p> <p>○上記の生産性向上推進事業等で得られた知見を今後の生活衛生関係営業の振興指針の改定(令和元年度:浴場業)に反映し、業振興の支援を行う。</p> <p>○生活衛生営業指導センターがよろず支援拠点や地方金融機関等と協力し、「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」により、最低賃金のルールの徹底や経営に関するセミナー、個別相談等を開催し、収益力の向上等を図る。こうしたセミナーや個別相談においても、生産性向上推進事業で得られた知見を活用する。</p> <p>○生活衛生関係営業者の経営改善を支援するため、補助事業、融資、研修等の有益な支援情報や後継者問題等の相談窓口等の情報をプッシュ型かつダイレクトに配信できるアプリを開発する。</p>	<p>(1)業界特有の施策(厚生労働省の施策)</p> <p>○令和2年度においては、民間コンサルタントと都道府県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)が連携して、ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施することにより、指導センターの経営指導員等の経営指導能力の向上を図る。</p> <p>○また、上記事業により集積したノウハウを、ガイドライン・マニュアルの更新に反映・活用することで、生活衛生関係営業者にとって明確な課題や目標を見だし、取組意欲の向上や振興促進を図り、一層の生産性向上につなげることが課題である。</p> <p>○今年度、全国において約150回(1月末現在)の「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」によるセミナーを開催している。これまでの取組により、最低賃金制度の理解が広まっていると考えられることから参加者のニーズに合わせたセミナー内容のアレンジ等が今後の課題である。</p>
<p>(2)他省庁(経済産業省など)との連携施策</p> <p>○セミナー等において中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定申請制度を広く周知し、生産性向上を推進する。</p>	<p>(2)他省庁(経済産業省等)との連携施策</p> <p>○経営力向上計画の認定件数については、以下のようになっている。制度の変更等については、引き続き、周知を行っていく。</p> <p>・認定件数(1月平均):平成28年度16.0件、平成29年度28.7件、平成30年度33.9件、令和元年度:29.3件</p>



### 3. 今後の具体的施策(1)

# 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

令和2年度予算額 128,757 千円(124,360千円) ※ 令和元年度補正予算額 75,675千円

## 1 事業目的

○政府においては、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」とすることで、中小企業・小規模事業者に対して集中的支援を行うこととされており、本事業により生活衛生関係営業における生産性向上を強力に推進していく。

## 2 事業概要

【経営者に対して改善行動を促す(自走する)ためには、各種ガイドライン・マニュアルの提示・配布だけでなく、各店の状況に合わせて具体的な行動や手法を「伴走型」で示すことが重要である。】

### <個店の生産性革命>

- 生産性向上に当たって経営者が抱える課題の解決に向け、具体的な助言や提案を通じて、経営者に経営改善行動を促すことを目指す。
  - ・ 都道府県生活衛生営業指導センター経営指導員と中小企業診断士との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談
  - ・ ICT活用研修など生衛業の生産性向上を図るための取組

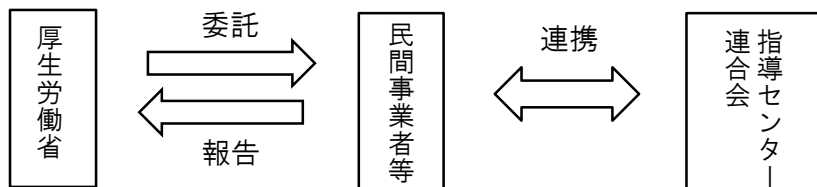
### <地域における生衛業の生産性革命>

- 個店ごとの経営改善行動を共有し、地域単位における生衛業について、各業種もしくは業種横断的に取り組むべき生産性向上に向けた仕掛けづくりを促す場を設けることで、地域における生衛業の生産性革命を目指す。

### <ガイドライン・マニュアルの更新、コンサルティング能力の向上>

- ・ 各地域において個別相談会を実施するとともに、そこで集積した課題の調査・検証を踏まえ、ガイドライン・マニュアルの更新の実施
- ・ 経営コンサルティング業者と指導センター等の関係機関が連携し、コンサルティング能力の向上に向けた取組を実施

## 3 実施スキーム



### 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

#### —第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり— (令和元年6月21日閣議決定)

生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じる

### 3. 今後の具体的施策(2)

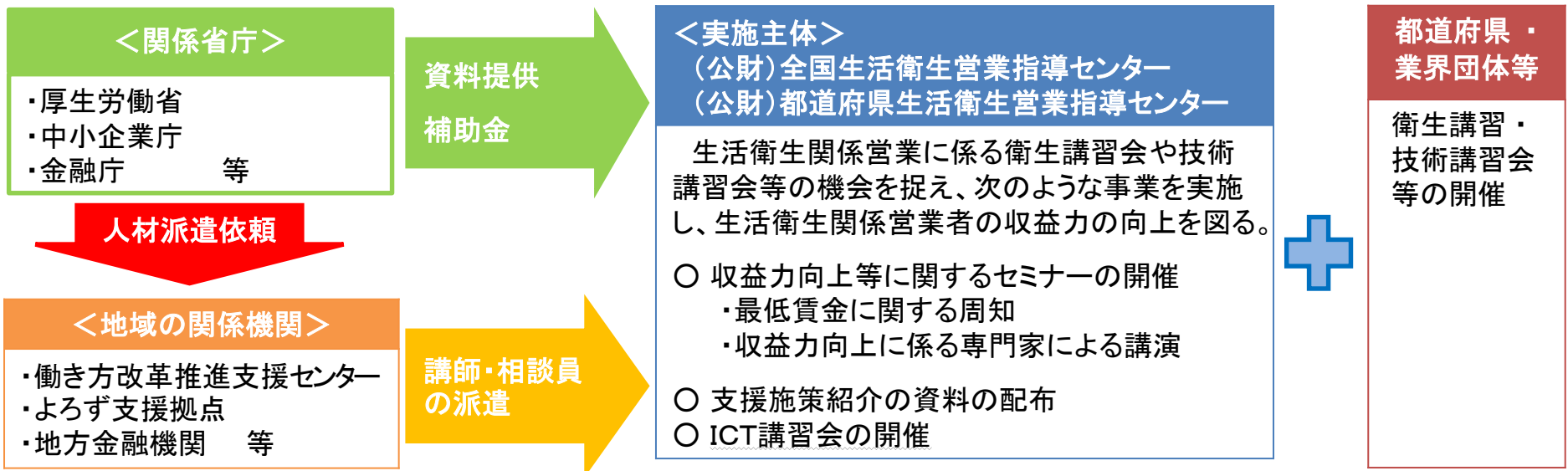
## 生活衛生関係営業収益力向上事業 (生衛業『稼ぐ力』応援チーム)

令和2年度予算額	80,372千円(85,824千円)
令和元年度補正予算額	16,685千円

### 事業の目的

生活衛生関係営業について、最低賃金のルールの徹底を図りつつ、同時に生産性向上に資するセミナーとしてICT講習等を開催することによって、収益力の向上等を図り、賃金を引き上げやすくする環境を整える。

※ 生衛業『稼ぐ力』応援チームは、首相官邸に設置された下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における議論を踏まえ、最低賃金の引上げの影響が大きいとされる生活衛生関係営業の収益力向上を目的に包括的な取組を実施。



### 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

—第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり— (令和元年6月21日閣議決定)

#### (2) 働き方改革の推進

働き方の改革の実現及び定着に向けて、中小企業支援機関の相談体制の強化や、生産性向上に資する一層の設備投資・IT導入など生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組む。

#### ②最低賃金の引上げ

生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。(略)  
最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

### 3. 今後の具体的施策(3)

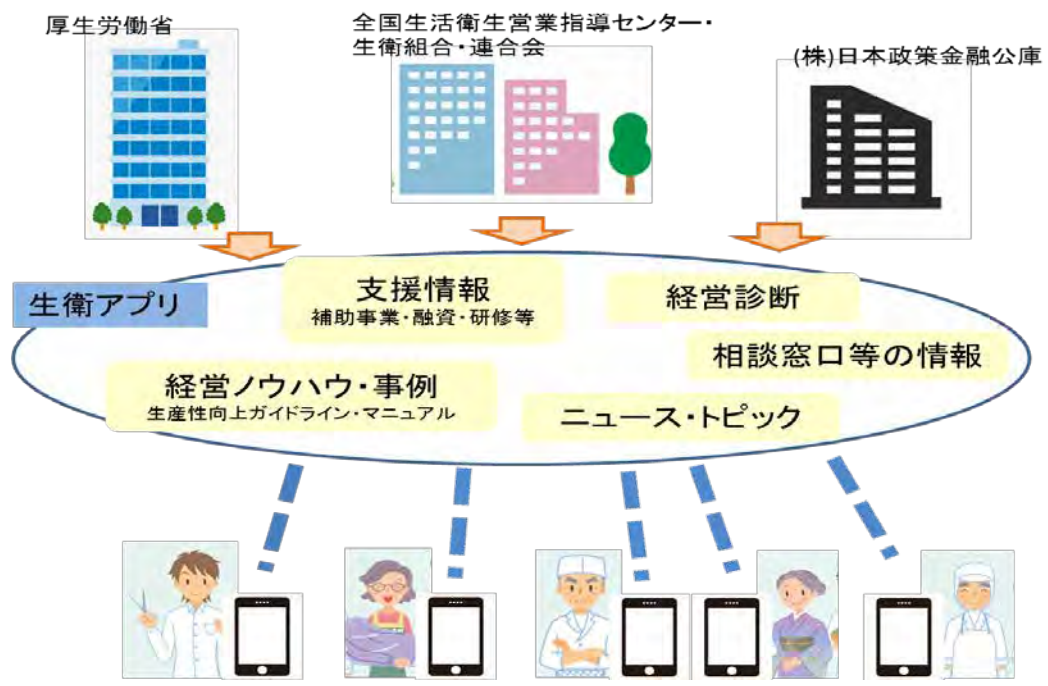
## 生活衛生関係営業経営力底上げ事業【新規】

令和元年度補正予算額 97,734千円

生活衛生関係営業者への支援情報をプッシュ型で提供することで、生産性向上に向けた自発的な改善を促し、収益力向上に繋げることを目指す。

#### 1. 施策の概要

生活衛生関係営業者の収益力向上と最低賃金の引上げを図るため、経営改善に役立つ情報や経営診断ツールなどを搭載した、経営力底上げに直接役立つアプリを開発する。



**【アプリ機能の例】**

- ・支援事業(補助事業、融資、研修等)のプッシュ型による情報配信
- ・生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いた経営診断・改善
- ・後継者問題等の相談窓口等の情報配信

**【効果】**

営業者の経営改善に役立つ情報を配信  
 プッシュ型かつダイレクトに営業者へ  
 ↓  
 支援情報や経営診断機能を活用した経営力の底上げ  
 ↓  
 生産性向上などの未来に向けたチャレンジに繋げる

#### 2. 実施要件

生活衛生関係営業対策事業費補助金 (補助先: 全国生活衛生営業指導センター、補助率: 定額(10/10))

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)

(2)働き方改革の推進  
働き方の改革の実現及び定着に向けて、中小企業支援機関の相談体制の強化や、生産性向上に資する一層の設備投資・IT導入など生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組む。

# 外食・中食産業

## 1. 業種の特性・課題

- 調理や盛付け、接客等人手を要する工程が多い労働集約型産業であり、労働生産性が低い。(従業員1人当たりの付加価値額:全産業735万円/人・年、飲食サービス業369万円/人・年)
- 「宿泊業、飲食サービス業」の欠員率は5.5%と人手不足が深刻であり、業務効率化に向けた取組が重要。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策

### 施策の概要

- (1) 業界特有の施策(農林水産省の施策)
- 農業競争力強化支援法による支援  
セントラルキッチン新設や老朽化した設備の廃棄、設備の導入、合併や事業譲渡など事業の構造改革などを支援。
  - 各種周知  
生産性向上の優良事例をまとめたコラム集を業界ニュース配信サイトや食ベログを活用して外食・中食事業者に配信。  
また、食材卸業者主催のイベントや外食・中食産業の業界展示会において配布するとともに、農林水産省のホームページに掲載。

### 施策の効果・残された課題

- 農業競争力強化支援法  
(2019年度認定実績:2件)

活用事例	効果(予定)
中食(惣菜麺製造業者) 他社から製造工場を譲受け、工場の改修及び新規設備を導入	従業員1人当たりの付加価値額の2%以上の向上
外食(サラダ専門店) 金融機関等を引受先とする増資により、セントラルキッチンを新設	有形固定資産回転率の80%の向上

- 各種周知

媒体	Web閲覧数	メルマガ送付数
FoodsChannel	1,201回	約10万人
FoodlinkNews	7,813回	約4万人
外食.biz	2,906回	約1千人
食ベログ	Webなし	約9万人

(コラム集)





(2) 他省庁(経産省や国交省等)との連携施策

○IT導入補助金による支援

飲食サービス業の補助金交付件数は、2018年度が3,603件、2019年度が137件。

(2019年度から補助上限額が、50万円から450万円へ変更されたことによる予算上の制約等から、交付件数は大幅に減少。)

○中小企業等経営強化法による支援

- ・調理器具やソフトウェアの導入等を支援。
- ・外食・中食産業の認定件数は、2018年度が593件、2019年度が321件。

○IT導入補助金

活用事例	効果
<p><u>外食(焼肉店)</u> タブレット端末対応のセルフオーダーシステムを導入</p>	<p>スタッフは接客に専念でき、サービスの付加価値向上を実現。また、6人で運営していた店舗が5人で回せるようになり、人件費を削減。</p>

○中小企業等経営強化法

活用事例	効果
<p><u>外食(ハンバーガー店)</u> ・全店舗で新POSシステムを導入 ・グリル、製氷機の更新</p>	<p>作業効率が向上し、労働時間が年9,000時間縮減。また、労働環境改善による従業員の満足度が高まり、退職率が減少。</p>

【残された課題】

セントラルキッチンの新設や厨房機器・製造設備の新規導入による製造工程の効率化、IT化による注文、会計、受発注、予約管理等の店舗業務の効率化が進んでいるのは、一部の企業にとどまり、外食・中食産業全体が取り組む必要がある。

3. 今後の具体的施策

【各種施策・生産性向上事例の周知】

外食・中食産業の業界展示会において、生産性向上に関するセミナーを行い、優良事例や各種支援施策の情報を発信。

また、外食・中食事業者には有効な施策をまとめたガイドブックに、各種施策の優良事例を掲載し、施策の利用を推進。

【業務効率化の支援】

農業競争力強化支援法や中小企業等経営強化法、IT導入補助金等を活用して、業務効率化に繋がる設備やITツールの導入を支援。





# 卸・小売業

## 1. 業種の特性・課題

○少子高齢化を背景とした人口減少が進む中で、IT化による業務効率化を進めるとともに、キャッシュレス推進等によるデータを活用したマーケティングの高度化やインバウンドを含む新たな需要の獲得が必要。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p>○キャッシュレス社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・わが国におけるキャッシュレス決済比率を向上し、消費者の利便性向上や、小売店における現金取り扱いコストの削減などによる生産性の向上につなげる。</li><li>・「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)及び「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目標として掲げているところ。</li><li>・経済産業省において、キャッシュレスの推進に関する現状と課題を整理し、未来投資戦略に掲げた目標を達成するために必要な対応を提言する観点から、平成30年4月に「キャッシュレス・ビジョン」を公表した。</li><li>・当該ビジョンでの提言を踏まえ、産学官からなる「キャッシュレス推進協議会」を平成30年7月に立ち上げ、平成31年3月に、統一QRコードに関する技術仕様ガイドラインを公表。</li><li>・また、令和元年10月から令和2年6月まで実施するキャッシュレス・ポイント還元事業において、端末導入補助や手数料の引下げ措置などの支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えているところ。</li></ul>	<p>○キャッシュレス社会の実現</p> <p>&lt;施策の効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●キャッシュレス・ポイント還元事業の直近の状況<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の2020年4月1日時点の登録加盟店数は約108万店。</li></ul></li><li>●店舗の効率化・売上拡大<ul style="list-style-type: none"><li>・現金管理の手間の削減<ul style="list-style-type: none"><li>レジ締めに係る作業時間はレジ1台当たり25分、1店舗当たり平均1日153分。これらの作業時間の短縮につながる。</li></ul></li><li>・インバウンド需要取込など売上拡大<ul style="list-style-type: none"><li>訪日外国人の約7割が、クレジットカード等が利用できる場所が今より多かったら「もっと多くお金を使った」と回答。</li></ul></li></ul></li><li>●データの利活用<ul style="list-style-type: none"><li>・個人の購買情報を分析・利活用することにより、高度なマーケティングやターゲット層向けの商品・サービスの開発が可能</li></ul></li></ul> <p>&lt;残された課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・キャッシュレスの更なる推進に向けた環境整備(災害時にもキャッシュレス決済を利用できる環境整備、普及が十分でない地域への導入支援等)が必要。</li></ul>

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

### 施策の概要

#### ○電子タグの利活用

・電子タグを活用して、メーカー・卸・小売で商品の在庫状況等を共有し、サプライチェーンの見える化を行うことで効率化を図る。加えて、商品購入後の消費者における利用状況等を把握することで(冷蔵庫での在庫状況等)、消費者ニーズを適確に把握したマーケティング利用の実現を図る。  
・経済産業省と大手コンビニ各社は共同で「コンビニ電子タグ1000億枚宣言」を平成29年4月に策定。同宣言では、一定の条件の下、2025年までにコンビニ各社の全ての取扱商品に電子タグを利用することを合意。同様の内容で平成30年3月には日本チェーンドラッグストア協会とともに「ドラッグストア スマート化宣言」を策定。  
・平成29年度、30年度には、コンビニやドラッグストアとともに、電子タグを活用したサプライチェーンの効率化の実証事業を実施。  
・実証事業の結果を踏まえ、平成30年度に、メーカー・卸・小売間での情報共有のためのデータフォーマットや各種ルールであるEPCISデータ連係ガイドラインや商品への電子タグ貼付に関するガイドライン等を経済産業省HPで公開。

#### ○電子レシートの利活用

・電子レシートの利活用により、小売店における紙レシートの発行にかかるコスト削減を図る。加えて、電子レシートを通じて各個人が蓄積したデータ化された購買履歴を活用する仕組みを構築することで、多様化する消費者ニーズに適切に対応する。  
・平成29年度に、電子レシートの標準データフォーマット及びAPIの実証事業を実施し、平成30年度に事業者向けの仕様書を公開。  
・平成31年度には、電子レシートの活用事例の一つとして、CtoC取引時に使用できる購買証明としての活用について検討。

### 施策の効果・残された課題

#### ○電子タグの利活用

##### <施策の効果>

・実証実験では、店舗のレジにおける顧客1人当たりの決済スピードが最短18秒、店内の検品作業が1/10に削減することを確認した。  
・また、実証実験において、メーカー・卸・小売での情報共有が可能であることを確認。

##### <残された課題>

・電子タグはその貼付を除いた工程については効率化に資することが確認されたが、貼付作業については多くの工数を生じているため、サプライチェーン全体での効率化については不明確。  
・また、サプライチェーンの効率化について、受益者とコスト負担者が異なることから、コスト負担のあり方について検討が必要。  
・その他、①安価な電子タグの開発、②読み取り精度の向上、③貼付技術の開発、④標準コードの確立が必要。

#### ○電子レシートの利活用

##### <施策の効果>

・一部の事業者のアプリで電子レシートの標準データフォーマットが採用されるなど、電子レシートの普及は着実に進んでいる。  
・電子レシートの購買証明は、製品番号や電子タグとの連携により個品管理ができるようになれば万引き等の不正の抑止につながる可能性があることが確認できた。

##### <残された課題>

・小売事業者が電子レシートに投資する費用対効果が明確化されていない。例えば、税法における保存義務等のコスト低減や、電子レシートの広告・メディアとしての活用等をメリットとして明示化することが重要。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

### 施策の概要

- サービス生産性戦略プラットフォームの活用
  - ・サービス生産性戦略プラットフォームを通じて、生産性向上に関する好事例を業界内で情報共有するとともに、IT導入補助金の活用して好事例の横展開を図る。
  - ・卸・小売業では、IT導入補助金活用事例が9,566件。

- 中小企業等経営強化法による支援
  - ・中小企業等経営強化法を活用して、IT化の促進などによる中小・小規模事業者の生産性向上を支援。
  - ・平成28年7月に事業分野別指針を策定、平成29年2月に一般社団法人ボランティアチェーン協会を推進機関として認定。計画認定は8,512件(令和元年12月時点)。

### 施策の効果・残された課題

- サービス生産性戦略プラットフォームの活用
  - ＜施策の効果＞
    - ・IT導入補助金を活用した卸・小売業全体では、労働生産性が24.6%向上、売上が18.1%向上、勤務時間が1.7%改善。

- ＜残された課題＞
  - ・勤務時間の短縮等につながる、個社の業務プロセスのIT化については、ITツール導入により進んでいると言える一方、中小・小規模事業者への面的なIT導入が進んでいない面がある。
  - ・政府が進めるインボイス対応等のイベントに対応するためにも、中小・小規模事業者が協力してシステムの標準化、共有化を行うことが重要。

- 中小企業等経営強化法による支援
  - ＜施策の効果＞
    - ・中小企業経営強化税制等を利用して、封入封かん機を導入したことにより、手作業で行っていた封入作業を機械化することで、作業時間を9割以上削減した事例あり。
    - ・中小企業経営強化税制等を利用して、スクラップを小片加工するため金属切断機を導入メーカーが要求する純度の高い再生資源の供給および処理能力の40%向上を達成した事例あり。
    - ・中小企業経営強化税制等を利用し、商品管理、販売管理、財務管理を統合する電子計算機システムを導入し事務作業の効率化を行った事例あり。

- ＜残された課題＞
  - ・ボランティアチェーン協会と連携し、計画認定の拡大を行うことが必要。

### 3. 今後の具体的施策

#### <キャッシュレス社会の実現>

- 2020年6月末までのキャッシュレス・ポイント還元事業を着実に実施していくとともに、キャッシュレスの更なる普及に向け、災害時でもキャッシュレス決済を利用できる環境の整備や、地域で一体的にキャッシュレス決済を導入する取組の支援等を行う。

#### <電子タグの利活用>

- サプライチェーン内での電子タグを用いた際のコストやベネフィットについて可視化し、コスト負担等に関する検討を行う。また、サプライチェーンで電子タグを活用した在庫管理の仕組み等に関する実証実験を実施することなどを通じ、サプライチェーンの効率化を進めるとともに、食品ロス削減等の社会的な課題の解決にもつなげる。

#### <電子レシートの標準仕様の検証>

- 電子レシートの標準仕様及びAPIについては、平成29年度、30年度に実証事業を実施し、平成30年度に経済産業省HPに標準仕様として公開。.NET流通システム協議会電子レシート分科会にて標準仕様について引き続き検討・検証を続け、実態の小売業との乖離がないように更新を続ける。
- 小売事業者にとっての電子レシート導入のメリットを明確化するとともに、成功実用事例の創出を目指す。
- 中小企業における電子レシートの実装に当たっては、IT導入補助金を活用することも検討。

#### <サービス生産性戦略プラットフォームの活用>

- サービス生産性戦略プラットフォーム及び「共創型」サービス・IT連携支援事業、「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費」等のコンソーシアム型プラットフォーム構築予算を活用し、中小企業・小規模事業者によるIT導入の面的広がりを図る。

#### <中小企業等経営強化法による支援>

- 中小企業等経営強化法を活用して、IT化などによる生産性向上を目指す中小・小規模事業者を支援する。

# 学習支援業

## 1. 業種の特性・課題

- 参入が容易な業種であるため、個人経営の新規参入者も多く、小規模な事業所が増えやすい業態。
- 労働集約型産業であり、IT投資等が不十分。経営効率化の余地大。
- 個別指導等の消費者側のニーズ多様化により、教師の生産性が悪化。また、競争激化による値上げの敬遠や人口減少に伴う市場縮小等の課題に対して、生産性向上に向けた効率化や高付加価値化の双方を追求する必要。

## 2. 生産性向上に向けた具体的施策(前回説明時(2019年2月))

施策の概要	施策の効果・残された課題
<p>(1) 業界特有の施策(経済産業省の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● IT導入補助金(平成30年度補正「サービス等生産性向上IT導入支援事業」)の活用による業務効率化につながるITツールの導入を支援。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○アウトプット<ul style="list-style-type: none"><li>● 公益社団法人全国学習協会に協力を要請し、令和元年6月にIT導入補助金説明会を実施。</li><li>● 学習支援業等の事業者採択件数は10件(採択総数約7.4千件)。</li></ul></li><li>○アウトカム<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成28年度補正IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)における学習支援事業等の「その他業種」の労働生産性は平成28年、29年から21.4%向上。</li><li>● 平成29年度補正IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)において、学習支援業等の労働生産性は5.9%向上。(平成30年度補正分のフォローアップは令和2年度に実施予定。)</li></ul></li><li>○残された課題<ul style="list-style-type: none"><li>● ITツールが利用者目線で構築されていない、サービス現場の全業務プロセスに一気通貫で対応できるITツールが不足している、限定的な業務プロセスにしか対応しないITツールが無数に提供されているものの、他社製品とのAPI連携もとれないITツールが多い、といった学習支援業に限らない「ITツール」側の課題が多く残っている。</li><li>● 学習支援業における生産性向上に向け、継続的にIT導入補助金の周知拡大を図る。</li></ul></li></ul>
<p>(2) 他省庁との連携施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 中小企業等経営強化法の学習支援業に係る事業分野別指針</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○アウトプット<ul style="list-style-type: none"><li>● 2019年4月、中小企業等経営強化法の学習支援業に係る事業分野別指針を策定。令和元年6月の説明会を始め、業界団体等の協力を通じてセミナーや会議での周知広報を実施。</li><li>● 今後は更なる周知拡大と、IT導入補助金等の活用を通じた具体的打ち手の実行を通じた生産性向上を図る。</li></ul></li></ul>



### 3. 今後の具体的施策

#### 【業務効率化につながるITツールの導入】

- 令和元年度補正予算において、中小企業生産性革命推進事業の一環として、サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)を実施予定(補助額は30万~450万円、補助率1/2)。
- 令和2年度予算において、「共創型」サービス・IT連携支援事業を実施予定。「供給側」に立つITベンダーがAPI連携等により既存の複数のITツールを連携・組合せたITツールを、「顧客」となる中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援する。

#### 【教育産業で開発を進めるEdTechサービスの学校等への積極的な導入】

- 令和元年度補正予算において、学力向上等の効果が確認されているEdTechサービスについて、学校現場への普及に向け、事業者負担による導入実証を補助する「EdTech導入実証事業」を実施予定。学校等設置者と教育産業の協力による教育イノベーションの普及を後押しする。

#### <参考:学習塾の新ビジネス領域の拡大支援>

- 平成31年度「学びと社会の連携促進事業(10.6億円)」での学習塾事業者の学校教育分野への進出支援の事例は下記のとおり。



「自立学習RED」のAI教材  
(全教科対応)の学校教育  
現場への導入実証  
港区教委、中野区教委、長  
岡市教委、宮城県教委と  
実証中



- 令和2年度「学びと社会の連携促進事業(13.1億円)」にて、学習支援業界(EdTech企業、塾等)と学校現場を掛け合わせ、これまでを前提としない新たな教育プログラム事例を創出するとともに、モデル校において異なる企業のEdTechサービスの連携機会を創出することにより、新しいサービスモデル確立を目指す。